

許可番号 第 00150004428 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道旭川市永山二条三丁目 2 番 18 号
氏 名 株式会社旭川一般廃棄物処理社
代表取締役 湯野 信一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成 30 年 7 月 28 日

許可の有効年月日 平成 35 年 7 月 7 日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0 以下のもの。廃バッテリーを含む。）、
廃アルカリ（pH12.5 以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃石綿等、
ばいじん、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ（別紙のとおり））。積替保管なし。
以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 10 年 7 月 8 日 更新時変更許可（廃酸（pH2.0 以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）、特定有害産業廃棄物（廃酸（水銀、カドミウム、鉛又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの）の追加。）

平成 15 年 7 月 8 日 更新時変更許可（特定有害産業廃棄物（廃石綿等）の追加。）

平成 20 年 7 月 8 日 更新時変更許可（廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（廃バッテリー）、特定有害産業廃棄物（廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、廃酸（アルキル水銀、砒素、セレン又はこれらの化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの）、汚泥、廃アルカリ（以上 2 種類については、アルキル水銀、
(2 頁へ続く)

(2 頁)

水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの)の追加。)

平成25年 7 月 8 日 更新時変更許可(特定有害産業廃棄物(ばいじん、燃え殻(以上2種類については、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はその化合物、六価クロム化合物、ダイオキシン類を含むもの)の追加。)

平成30年 7 月28日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・☒ 無
市名***** 許可番号*****

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~・☒ 無

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150004428号

許可業者の名称 株式会社旭川一般廃棄物処理社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉍さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物											○	○	○	
水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)											○	○	○	
カドミウム又はその化合物									○	○	○	○	○	
鉛又はその化合物									○	○	○	○	○	
有機燐化合物									○	○	○	○	○	
六価クロム化合物									○	○	○	○	○	
砒素又はその化合物									○	○	○	○	○	
シアン化合物									○	○	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル											○	○	○	
トリクロロエチレン											○	○	○	
テトラクロロエチレン											○	○	○	
ジクロロメタン											○	○	○	
四塩化炭素											○	○	○	
1,2-ジクロロエタン											○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン											○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン											○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン											○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン											○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン											○	○	○	
チウラム												○	○	
シマジン												○	○	
チオベンカルブ												○	○	
ベンゼン												○	○	
セレン又はその化合物								○	○		○	○	○	
1,4-ジオキサン								○	○		○	○	○	
ダイオキシソ類								○	○		○	○	○	

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。（その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。）

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26と割印を押印すること。

(上川総合振興局)

上環生第990-2号指令

北海道旭川市永山二条三丁目2番18号
株式会社旭川一般廃棄物処理社

平成30年6月8日申請の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項の規定により許可します。

平成30年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ



(上川総合振興局保健環境部環境生活課地域環境係)

COPY